

橿原市危険ブロック塀等撤去補助制度

平成30年6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震において、ブロック塀の倒壊により、尊い命が犠牲となりました。ブロック塀等が、基準に従って設置されていない場合や、古いブロック塀等は、地震により倒壊のおそれがあり、その撤去を推進するため、危険なブロック塀等の撤去等に要する経費の一部を補助します。

補助の条件

- ◇補助対象の危険なブロック塀等(次の全てに該当するコンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀及び門柱)
 - ①建築基準法に適合しないもの、あるいは全体が傾き、著しいひび割れ又は損傷のいずれかがあるもの
 - ②通学路、建築基準法上の道路又は公園に面しており、道路面からの高さが80cm以上
 - ③高さが、道路等の水平距離より高いもの
- ◇補助対象者(次の全てに該当するもの)
 - ①補助対象の危険なブロック塀等の所有者又は管理者
 - ②市税を滞納していない

補助の内容

- ◇危険なブロック塀等の撤去
撤去に要する経費(10,000円/m限度)の1/2(上限100,000円)
- ◇危険なブロック塀等の撤去+撤去跡に軽量フェンス等を設置
撤去・設置に要する経費(各々10,000円/m限度)の1/2(上限200,000円)

予算 : 6,000,000円

※完了報告は平成31年3月15日までに提出が必要です。

申込の方法

- ◇橿原市役所 建築指導課に事前相談書を提出してください。(補助対象に該当するかを調査します。)

申込期限:平成30年11月14日(水)

※応募多数の場合は、抽選します。

お問い合わせは、橿原市建築指導課まで

電話:0744-22-4001(代表)

| | |
|----|------|
| 年度 | 相談番号 |
| | |

檜原市危険ブロック塀等撤去補助制度 事前相談書

↓ 太枠内をご記入下さい。

| | | | |
|----------|--|-----------|--|
| 相談者 | <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 | | |
| 氏名 住所 | (Tel) _____ | | |
| 所在地 | 檜原市 | 町 | |
| 補助種別 | <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 撤去+軽量フェンス設置 | | |
| 構造等 | 築造年次 | | 構造 <input type="checkbox"/> CB造 <input type="checkbox"/> 組積造 |
| | 高さ | | 延長 |
| 予定工期 | 着手 | 年 月 日 | 完了 年 月 日 |
| 添付資料 | <input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 所見 | 現地調査日時平成 年 月 日 ~ | | 受付印 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |